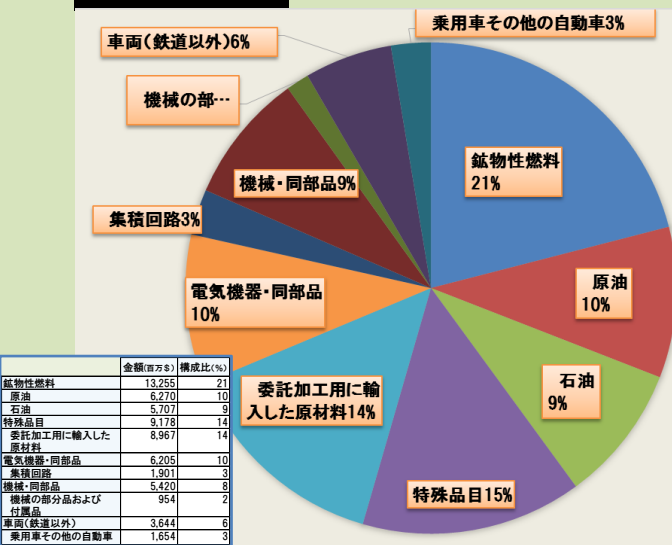




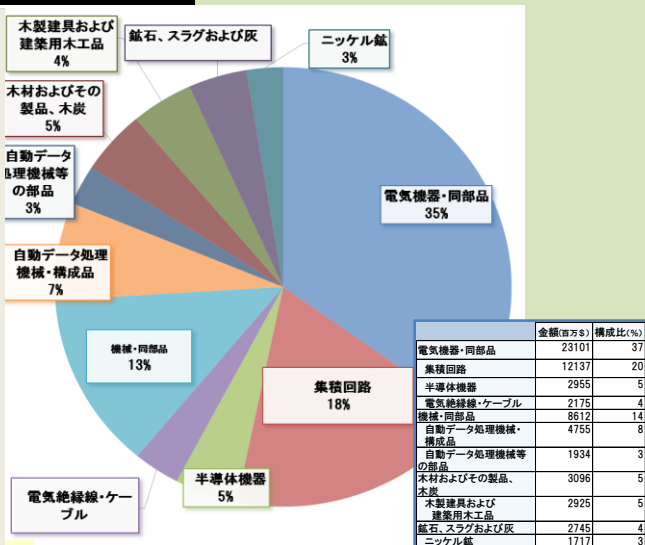
# ① フィリピン品目別輸出入

## 輸入(2014年)



[https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/stat\\_03.html/](https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/stat_03.html/)

## 輸出(2014年)



[https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/stat\\_05.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/stat_05.html)

# ② フィリピンへ輸出する際、

小物・サンプルならここからスタートできます!

INVOICE 即日見積もり(Email)

カード決済 → 国際宅配便で7日以内でお届け

2014/05/13 Shipper/Exporter Contact No. Company Name: 輸出者 Address: Country: JAPAN Phone: Reference Number: CIF Terms of Sale(Invoiced): CIF Country of Origin of Goods: JAPAN Country of Ultimate Destination: USA 銀行名・支店名・口座番号・住所など 輸出者サイン		Export Reference Number: EJ0346467JP Consignee: Contact Name: Company Name: 輸入者 Address: Country: USA Phone: Importer: Contact Name: Company Name: Same as Consignee Address: Country: 輸入者と同じ Sub Total: 238,200 Grand Total: 238,200 Paid by: Paypal 2014/05/13																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>Description of Goods</th> <th>Quantity</th> <th>Unit of Measurement</th> <th>Unit Value</th> <th>Currency</th> <th>Total Value</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PH08L-01-11 (touch sensor)</td> <td>10</td> <td>pcs</td> <td>23,460</td> <td>JPY</td> <td>234,600</td> </tr> <tr> <td>具体的な商品名・型式等</td> <td>1</td> <td>pcs</td> <td>3,600</td> <td>JPY</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>運賃、運送保険、梱包費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				Description of Goods	Quantity	Unit of Measurement	Unit Value	Currency	Total Value	PH08L-01-11 (touch sensor)	10	pcs	23,460	JPY	234,600	具体的な商品名・型式等	1	pcs	3,600	JPY	3,600	運賃、運送保険、梱包費					
Description of Goods	Quantity	Unit of Measurement	Unit Value	Currency	Total Value																						
PH08L-01-11 (touch sensor)	10	pcs	23,460	JPY	234,600																						
具体的な商品名・型式等	1	pcs	3,600	JPY	3,600																						
運賃、運送保険、梱包費																											

## 【WEB+国際宅配便+カード決済】

配送エリアやサービス条件、お客様のご意向などにより、ご賢察ください。

国際宅配便【一例】

YAMATO GLOBAL LOGISTICS JAPAN CO., LTD. <http://www.y-logi.com/>

EMS Express Mail Service <http://www.post.japanpost.jp/int/ems/>

DHL <http://www.dhl.co.jp/>

配送状況を確認できる追跡サービスや付保できる損害賠償制度がありますので、ご確認ください。

EMSの場合: サイズ・重量制限は、長さ:1.5Mまで、長さ+胴回り=3mまで。最大重量は30kg迄です。

フィリピン国内の場合(地域により制限あり)  
 価格の目安:5kgで6,300円,10kgで10,500円,30kgで26,500円。日数の目安:マニラ2日(その他地域は~9日)  
<https://www.post.japanpost.jp/int/ems/country/philippine.html>

海外に現地法人を設立することなく、日本国内法人と決済代行業者との契約のみで外貨建てのクレジットカード決済の導入ができます。一般に、決済できる金額は1契約100万円迄です。

## 決済代行【一例】

PayPal <http://www.paypal.jp>

J-PAYMENT <http://www.j-payment.co.jp/>

ZEUS Credit Payment Service <http://www.cardservice.co.jp/>

veritrans <http://www.veritrans.co.jp/>

## 【チャージバック】のリスク(クレジット決済における「代金の強制差し戻し」のこと)

よくある理由は①商品が買い手の予想したものと異なる、②商品が届かない、などのようです。回避策として、①チャージバックの対応策に実績のある決済代行業者を選択、②保険付保、③商品を詳しく説明し写真も掲載、④支払いを実行した国と発送先の国が異なる場合は要注意、⑤買い手に最新情報を伝達(トラッキング番号や配送予定日)など、にご留意ください。

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

# 輸出する、まずその前の確認事項

(なお契約関係の知識は、下記③お役に立つWEBサイト【貿易実務の知識】をご一読ください)

## 【輸入規制品目】

- ### 【輸入禁止品目】
- 関税法第101、102条に規定されている品目  
マリファナ・阿片・ケシ・コカノキの葉、ヘロイン等の習慣性があると大統領が定める薬物、ダイナマイト、火薬、弾丸その他の爆発物等、フィリピン政府に対する反逆、反乱、暴動等の脅威を含むあらゆる形態の文書または印刷物、その他法律などに基つき管轄官庁から輸入が禁止されているもの等
  - 古着およびぼろ(共和国法第4653号)
  - おもちゃの銃(Letter of Instruction第1264号)
  - フィリピン知的財産法またはその他の関連法を侵害し、輸入される商品
  - 中古車および同部品  
例外品目:トラック、バス、特殊車両(救急車など)、地方自治体に寄付される中古車
  - 右ハンドル車(共和国法第8506号)

## 【輸入許可必要品目】

- 無水酢酸
- コメ
- シアン化物、シアン化合物
- クロロフルオロカーボンその他のオゾン層破壊物質
- 石炭およびその派生物
- 精製石油製品
- 1インチ当たり2,400ドット以上のカラー印刷機(プリンター除く)
- 爆発物製造用化学薬品
- 農業用の殺虫剤
- 樹木または植物の種子または苗木
- 自動車:
- 自動車部品
- 自動車のタイヤ、チューブ、シートベルト
- 社会主義国(中国を除く)からの輸入品
- 放射性物質
- 1万ペソを超えるフィリピン法定通貨および1万ドル相当を超える外貨
- リサイクル品、金属の廃品、金属を含む汚泥、プラスチックの廃品および電子組み立て品の廃品等
- 塩
- 牛乳
- 肉類、肉製品
- その他、フィリピン化学物質一覧(PICCS)の記載なし

出所:JETRO [https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/trade\\_02](https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/trade_02)

## 商談会に臨む心構えは、

★参加企業一覧で商談相手を確認し

- チームの役割分担
- 分野別、用途別のニーズの確認
- 相手企業の研究(HPで検索)
- 販売促進ツール(英文の型録・配付資料・名刺、DVD)
- プレゼン方法の検討

そして、当日商談のクロージングは、次のステップの再確認を忘れずに!

# ③ お役に立つWEBサイト

## 【輸出申請が必要な貨物一覧】

経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/04\\_kamotsu/01\\_export/export\\_kamotsu.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/04_kamotsu/01_export/export_kamotsu.html)

輸出承認対象貨物一覧

## 【通関業者をお探しの方へ】

一般社団法人 日本通関業連合会  
 Japan Customs Brokers Association  
<http://tsukangyo.or.jp/search/>

## 【貿易実務の知識】

中小企業海外販路開拓  
 経済産業省  
<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/virtual/index.html>

## 【中小企業海外PL保険制度】

日本商工会議所  
 The Japan Chamber of Commerce and Industry  
<http://www.jccci.or.jp/hoken/plkaigai.html>

## 【知的財産権】

特許庁  
 JAPAN PATENT OFFICE  
<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html>

## 【海外展開をサポートする企業をお探しの方へ】

海外展開のベストパートナー探し  
 中小企業ワールドビジネスサポート  
<https://swbs.smrj.go.jp/>

## 【フィリピンの輸入関税と付加価値税】

- 品目分類: ASEAN統一関税品目分類コード(AHTN)に基づく(2004年3月11日より適用)。
- 税率: 次の3税率がある。
  - 最恵国待遇(MFN)税率
  - 日フィリピン経済連携協定(JPEPA)適用税率
  - 日ASEAN経済連携協定(AJCEP)適用税率
- 課税基準: CIF価格に相当する取引価格
- 輸入品には関税のほか12%の付加価値税(VAT)が課される。さらに国内消費用に輸入される煙草、蒸留酒、ワイン、自動車、鉱物製品などは、関税のほか物品税が課される。

【HSコード】とは、「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」のこと。税関で輸入申告書に記載する関税額は、関税率に基づいて計算されます。どの品目番号に該当するか、が輸入通関の時点でよく問題になりますので、カタログや契約書、注文書などを用意しておくことをお勧めします。  
[【www.customs.go.jp/yokohama/toukei/boueki/data/2010-2.pdf】](http://www.customs.go.jp/yokohama/toukei/boueki/data/2010-2.pdf)

## 【EPA】の知識

貿易のコスト削減!  
 WTO協定に基づく税率(MFN税率)  
 B国 → A国: 20%  
 C国 → A国: 20%

申請に必要な特定原産地証明書の申請手続きを動画で見る!

日本商工会議所  
 The Japan Chamber of Commerce and Industry

経済連携協定に基づく税率(EPA税率)  
 B国 → A国: 0%  
 C国 → A国: 20%

日本に対しての低い関税

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/pdf/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/)

<http://www.jccci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/annai/>

## 【フィリピンのPL法】

1992年に施行された消費者法で製造物責任を規定している。  
**PL法の対象品**  
 消費者用の製品・サービス等であり、食品、化粧品、デバイス等を含む  
**責任主体**  
 製造者、輸入者、販売者、サービス供給者

その他フィリピン版PL法に関する解説は下記をご参照ください。出所:アジア諸国のPL(製造物責任)法制整備の動向...銀泉社/銀泉リスクソリューションズ(株)  
[http://www.ginsen-gr.co.jp/news\\_pdf/rsr\\_q\\_201301\\_002.pdf](http://www.ginsen-gr.co.jp/news_pdf/rsr_q_201301_002.pdf)

## 【フィリピンの知的財産権】

2008年7月4日施行(2008年法律第9502号)  
**【特許】**  
 特許権の存続期間及び起算日は特許付与の公告の日から効力が発生し、出願日又は優先日から20年。出願公開された日から6月以内に審査請求を行うことができる。**実用新案権**は出願日から7年間の存続期間。審査請求制度はなし。**意匠権**は出願日から5年の存続期間で、更新料の支払いを条件に、5年毎に2回継続して更新できる。

**【商標】**  
 商標権の存続期間は登録日から10年。10年ごとに更新することができる。公告日から30日以内に利害関係者は異議申立を行なうことができる。

出所:特許庁  
 各国・地域の産業財産権庁又は機関に関する情報並びに産業財産権に関する制度の概要  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/sangyouzaisanken\\_gaiyou.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/sangyouzaisanken_gaiyou.htm)

(注)当商談会マニュアルは2016年10月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。